

飯田市森林整備計画(案)について

産業経済部林務課

1 目的と策定根拠

- ・飯田市森林整備計画は、飯田市の森林・林業施策の方向や森林所有者等が行う伐採・造林・間伐などの私有林施業の指針
- ・森林法に基づき、県が定める地域森林計画(伊那谷地域森林計画)が平成 29 年 1 月に樹立したことに伴い、適合する必要がある飯田市森林整備計画を策定

2 計画期間

- ・2018(平成 30)年 4 月 1 日から 10 年間(県計画に適合)
※現計画は 2013(平成 25)年 4 月から 10 年間(5 年毎に見直しを実施)

3 基本方針

- ・森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適切な森林施業の実施により、健全な森林の育成と木材搬出を推進
- ・森林の持つ公益的機能を見直し多様な森林整備を推進する。特に、市民の安心安全な生活を確保するための自然災害防止機能や水源林としての整備を推進

4 現計画からの主な変更内容

- (1) 保育主体の森林整備から更新伐等の主伐への転換を推進
 - ・期待される機能に応じて森林を 5 つの区分に設定し、森林の持つ公益的機能を特に発揮すべき森林を「公益的機能別施業森林」に指定する区域の見直しを実施
 - ・「長伐期施業(伐期×2)」を減らして「伐期の延長(伐期+10 年)」に見直すことにより伐期齢を短縮し、林業事業者が行う保育間伐から素材生産量を増やす搬出間伐及び更新伐主体への森林経営計画作成を誘導することにより、主伐から植栽造林までの適正な森林資源の更新を進める
- (2) 森林区域及び面積等の修正
 - ・森林簿データ(県管理)の修正に伴う森林区域及び面積等の修正
- (3) 間伐目標及び搬出材積目標の設定
 - ・間伐目標面積を下方修正(3,660ha/10 年→3,000ha/10 年)、搬出間伐目標は現状維持
 - ・搬出間伐及び更新伐主体への誘導に併せ搬出材積目標を設定(60,000 m³/10 年)
- (4) 市計画との整合
 - ・地域活性化プログラム 2018 で示す森林林業分野の方向性に沿った事業展開を記述

裏面あり

(5) その他

- ・その他森林整備に必要な事項として以下の項目を追加、新設
 - ① 地域住民主体の里山整備の推進と人材育成
 - ② 保安林等法令による制限林についての施業順守
 - ③ 森林の土地の保全に関する事項
 - ④ 木材利用の促進に関する事項

5 計画策定までの経過

- ・伊那谷地域森林計画送付 平成 30 年 1 月 4 日
- ・飯田市森林整備推進協議会の意見聴取(法 10-5-6) 平成 30 年 1 月 31 日
- ・地区説明会(市内 7 会場) 平成 30 年 2 月 19 日～22 日
- ・飯田市森林整備計画(案)公告縦覧(法 10-5-7) 平成 30 年 2 月 1 日～3 月 5 日
- ・中部森林局長意見聴取(法 10-5-8) 平成 30 年 3 月上旬
- ・長野県知事協議(法 10-5-9) 平成 30 年 3 月上旬
- ・飯田市議会産業建設委員会協議会報告 平成 30 年 3 月 13・14 日
- ・飯田市森林整備計画発効 平成 30 年 4 月 1 日